

氏名（本籍）	しらと あき 白土 亜枝（千葉県）
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲第 36 号
学位授与年月日	令和 4 年 3 月 15 日
学位授与の要件	共立女子大学大学院学則第 41 条第 1 項該当
論文題目	江戸時代歌舞伎衣裳の研究-その成立と展開-
論文審査委員	（主査） 教授 長崎 巖 教授 丸田 直美 教授 熊谷 仁 教授 宮武 恵子 教授 小原 敏郎

論文内容の要旨

江戸時代から続く歌舞伎は、日本の伝統芸能のひとつである。しかし、これまでに行われてきた歌舞伎衣裳に関する研究は、概論的な研究または断片的な研究が中心である。そのため、概論的な研究については、詳細を明らかにする余地があり、断片的な研究については、欠落部分を補う必要があるといえる。

以上の状況をふまえた上で、本研究では江戸時代の歌舞伎衣裳について包括的に明らかにすることを目的とした。研究・考察には、風俗画や浮世絵をはじめとした絵画資料、評判記や芸談をはじめとした文献資料を用いた。

第 1 章では、先行研究を精査し、残された研究の余地を明らかにするとともに、研究目的、研究方法、資料とその有効性について述べた。

第 2 章では、慶長 8(1603)年から天和 3(1683)年までを「草創期歌舞伎」と定義した上で、衣裳について論じた。草創期歌舞伎が市井の風俗を写すことから始まり、その主軸を踊りから芝居へと移行していくことに伴い、衣裳も舞台衣裳の役割を獲得し始めたことが明らかになった。

第 3 章では、貞享元(1684)年から宝永 7 (1710)年までを「元禄期を中心とした歌舞伎」と定義した上で衣裳について論じた。元禄期を中心とした歌舞伎において、衣裳は役柄を視覚的に表現する舞台衣裳としての役割を獲得したことが明らかになった。また、役者は

より良い衣裳を着用するため、衣裳に工夫を凝らしていた。一方、観客は役者の着用する衣裳や衣服に高い関心を抱いていた。評判記や絵入狂言本の挿絵を見ると、衣裳には一般女性の小袖様式が反映されているものが見られる。

第4章では、正徳元(1711)年から寛延3(1750)年までを「享保期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、衣裳について論じた。享保期を中心とした歌舞伎は、他の芸能や幕府による取り締まりなどの外的要因の影響を強く受ける時期にあたるが、歌舞伎衣裳も外的要因の影響を受けていた。そのような状況下においても、役者は衣裳に趣向を凝らし、改良を重ねており、衣裳の定型化も生じていた。

第5章では、宝暦元(1751)年から享和3(1803)年までを「宝暦期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、衣裳について論じた。江戸時代の歌舞伎衣裳は、制作費の負担者の違いから手衣裳と蔵衣裳に分れていた。衣裳は、役者の評価の対象にもなっており、出世において重要なものとなっていた。そのため、役者はより良い衣裳を着用するため知恵を絞っていた。また、武家と歌舞伎役者は、表向きは取り締まる側と取り締まられる者という関係性であったが、私的な奥の世界では人間関係があり、物品のやり取りを行うこともあったことが明らかになった。宝暦3(1753)年に初演された「京鹿子娘道成寺」を事例に、歌舞伎衣裳と能装束との関係性について検討すると、能から題材を取り入れた演目であっても、能と同じ扮装をする事例は一部の事例のみにしか見られなかったことが明らかになった。これは、社会における芸能の位置付けが影響していると考えられる。

第6章では、文化元(1804)から慶応3(1867)年までを「化政期・幕末期を中心とした歌舞伎」と定義した上で衣裳について論じた。役者は、衣裳にこだわりを持ち、資金を投入し、呉服屋や衣裳屋などで衣裳を調達していたことが明らかになった。また、華やかになる衣裳に対して、幕府による取り締まりは次第に厳格化していた。役者絵に描かれた役者と女性の小袖を比較した結果、女形の衣裳を中心に一般女性の小袖様式が反映されていたことが明らかになった。「勸進帳」を事例に、能と歌舞伎について社会における芸能の位置付けと衣裳の関係性について検討した結果、江戸時代における芸能の位置付けは衣裳に影響していることが明らかになった。

第7章では、これまでの研究について要約し、以下4点について考察した。

第一に、各時代の様式について、衣裳の特徴をふまえた上で、草創期から順に、舞台衣裳の黎明期、舞台衣裳としての役割を確立する時期、歌舞伎衣裳が独自性を形成する時期、歌舞伎衣裳が多様化していく時期と定義した。

第二に、歌舞伎役者、観客をはじめとした市井の人々、幕府・武家の視点から歌舞伎衣裳を捉えると、それぞれが衣裳に対し、一貫した考え方を持っていたことが明らかになった。また、役者の、より良い衣裳を着用したいという考えのもと衣裳は発展していったが、これには観客や武家の歌舞伎衣裳に対する考え方も影響していたことが分かった。

第三に、衣裳の調達については、費用の負担者の違いにより調達方法が異なっていたことが明らかになった。手衣裳の場合は、呉服屋や衣裳屋で新しい衣裳を購入する事例、古着の衣裳を使用することや日用品からの転用の事例があった。蔵衣裳は、役者、衣裳方、狂言作者などのやりとりの上で衣裳が用意されていた。

第四に、歌舞伎衣裳と他の芸能衣裳との関係性については、江戸時代の社会における位置づけが、衣裳においても大きく影響していることが明らかになった。

以上の成果は、江戸時代の歌舞伎衣裳について多角的な視点から明らかにしたものであり、今後の歌舞伎衣裳に関する研究の発展に寄与するものであると考える。

論文の審査結果の要旨

江戸時代初期から続く歌舞伎は、舞楽・能と並ぶ日本の三大伝統芸能のひとつである。しかし、これまでに行われてきた歌舞伎衣裳に関する研究は、これを断片的に行うものが中心であり、衣裳の変遷に関する通史的な研究は皆無である。それは現存する歌舞伎衣裳が江戸時代末期のものにほぼ限定されていることに加え、絵画資料・文献資料も資料の種類によって、現存状況に時代的な偏りがあるためである。江戸時代の歌舞伎衣裳の編年的研究は、それゆえ未開の研究領域といえる。

各種現存資料における以上の状況をふまえた上で、本研究では、現存染織資料のほか、風俗画や浮世絵をはじめとする絵画資料、評判記や芸談等の文献資料を時期により使い分けて、江戸時代の歌舞伎衣裳を包括的に研究している。

第1章では、先行研究を広範囲の研究領域にわたって整理・分析して、各領域での歌舞伎に関わる研究状況を把握したうえで、使用できる現存資料を江戸時代の各期ごとに洗い出し、その有効性について検討している。

第2章では、2013年度修士論文「近世風俗画からみる草創期歌舞伎の衣裳に関する研究」、及び「草創期の歌舞伎衣裳 歌舞伎の変遷と衣裳の関係」『服飾文化学会誌<論文編>』第16号（服飾文化学会、2016）を発展させて、慶長8(1603)年から天和3(1683)年までを「草

創期歌舞伎」と定義した上で、この時期の歌舞伎衣裳についてその実態と成立の背景を詳細に論じている。具体的には、草創期歌舞伎が市井の風俗を写すことから始まり、その主軸を踊りから芝居へと移行していくことに伴い、衣裳も舞台衣裳の役割を獲得し始めたことを明らかにした。

第3章では、貞享元(1684)年から宝永7(1710)年までを「元禄期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、役者絵、評判記の挿絵、絵入狂言本の挿絵を資料として、この時期が歌舞伎の芝居や演技様式などが整えられていく時期にあたり、人々の関心が、役者個人や衣裳へと向けられるようになったことを明らかにしている。また歌舞伎衣裳が役柄を視覚的に表現する舞台衣裳としての役割を求められるようになったことにより、役者は衣裳に工夫を凝らすようになり、一方、観客は役者の着用する衣裳や衣服に高い関心を抱くようになったことを指摘している。

第4章では、正徳元(1711)年から寛延3(1750)年までを「享保期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、この時期の歌舞伎が、他の芸能や幕府による取り締まりなどの外的要因の影響を強く受けたのと同様、歌舞伎衣裳も外的要因の影響を受けていたことを明らかにしている。具体的には、人形浄瑠璃の衣裳における早替わりを参考に歌舞伎衣裳の引き抜きが考案された可能性や、能装束の歌舞伎衣裳への導入の実態について詳細に述べている。またこの章では、歌舞伎衣裳の調達先や保管管理者についても明らかにしている。

第5章では、宝暦元(1751)年から享和3(1803)年までを「宝暦期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、歌舞伎衣裳の制作について、制作者や費用の負担者についての詳細を明らかにしている。江戸時代の歌舞伎衣裳は、制作費の負担者の違いから手衣裳と蔵衣裳に分れていたが、この時期には、役者が舞台上で着用する歌舞伎衣裳も観客からの評価の対象になり、役者にはより良い衣裳を着用することが求められたからである。

第6章では、文化元(1804)から慶応3(1867)年までを「化政期・幕末期を中心とした歌舞伎」と定義した上で、「幕末期における歌舞伎衣裳の調達に関する研究 -三代目中村仲蔵著『手前味噌』を中心に-」『服飾文化学会誌<論文編>』第17号(服飾文化学会、2016)をもとに、当時における歌舞伎役者の衣裳の調達について詳細を明らかにしている。また役者絵に描かれた役者と女性の小袖を比較して、この時期には女形の衣裳を中心に一般女性の小袖様式が歌舞伎衣裳に反映されていたことを明らかにしている。

本論文は、江戸時代の歌舞伎衣裳を、歌舞伎が発生した江戸時代初期から近代の歌舞伎に連なる幕末の歌舞伎まで、網羅的にかつ詳細に研究したものであり、これまでに類例の

ない壮大な研究といえる。その成果は、服飾史研究はもとより歌舞伎史研究の領域に画期的な進展を与えるものと考えられる。最終試験にも合格しており、審査員一同は、博士（学術）の学位論文として価値あるものと認める。